

国立大学法人帯広畜産大学中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人帯広畜産大学は、「実践的教育の充実」、「世界をリードする研究者の養成」、「地域社会並びに国際社会との連携」を理念とする世界最高水準の獣医・農畜産系大学を目指すため、以下の3つを基本的な目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界をリードする高度専門職業人の養成を強化する教育の充実を目指す。 ・ 環太平洋・アジア地域におけるトップレベルの獣医・農畜産学融合分野の学術研究拠点となることを目指す。 ・ 地域社会並びに国際社会の発展に幅広く資するため、教育、文化及び社会に係るニーズを的確にとらえ、個性や特性を活かした国際的水準の成果・専門知識の提供及び高度な技術の移転など強固な連携関係の構築を目指す。 	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置くものとする。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産学・獣医学・関連諸科学と人文・社会科学との総合的、学際的な発展を目指し、科学技術と自然と文化の調和を基調に、総合的理解力、判断力を身に付け、国際化、情報化、多元化する現代社会に適切に対応できる創造力に富む実務型の専門職業人を育成する。 <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のニーズに対応しうる広領域・学際的・国際的知識と農畜産学分 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度の学生収容定員は、別表のとおり。 ○ 教養教育の成果に関する具体的方策の設定 ・ 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、以下のようない教養教育の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医・農畜産に関する幅広い基礎知識と技術を体験・修得させるため、柔軟なアドバンス制（段階的・自主選択教育課程制度）の運用により、「共通教育」の更なる充実を図る。 ・ 社会人、職業人として生きるために必要な幅広い教養と社会知識及び自然科学の基

野における専門的な知識及び技術を修得した高度専門職業人及び研究者、特に、獣医学と動物科学・畜産学との融合領域となる大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者を重点的に養成する。

礎知識を修得させるため、柔軟なアドバンス制の運用により、「生きる・学ぶ基盤教育」の更なる充実を図る。

- ・ 大学で学ぶ上でも、生きていく上でも基盤となる情報交換技術を修得させるため、日本語と外国語によるコミュニケーション能力とコンピュータ及びインターネットの「共通基盤教育」の更なる充実を図る。
- 卒業後の進路等に関する具体的方策の設定
 - ・ 関連産業等におけるインターンシップ（就業体験）の機会や社会人のUターン的な再教育の充実を図り、動物由来感染症及び食肉乳衛生の防疫等に係る専門職業人としての基盤的能力の高度化を図る。
 - ・ 時代や社会のニーズに応じつつ、専門獣医師及び食肉乳衛生専門監視員等の専門職業人を国内外に輩出するため、高度な専門教育体制の充実を図る。
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
 - ・ 卒業・修了生の就職先に対するアンケート調査を行い、教育の成果・効果を検証するとともに、その結果は、教育課程編成及び授業方法の改善に役立てる。

(2) 教育内容等に関する目標

- アドミッション・ポリシーに関する基本方針
 - ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定め、これに基づいた入学者選抜の実現に努めることを基本方針とする。

- 教育課程に関する基本方針

【学士課程】

- ・ 幅広い教養と生きる力、考える力を培うとともに、農畜産の幅広い知識と体験を身に付けるなかで専門教育への目的意識と卒業後の職業への意識を育み、多様な専門教育を主体的に選択させる、専門職業人養成のための教育課程を基本方針とする。

【大学院課程】

- ・ 自然科学分野と人文・社会科学分野の融合により、国際化が進む農畜産業に対応できる高度な全人教育のための教育課程を基本方針とする。

- 教育方法に関する基本方針

【学士課程】

- ・ 少人数教育並びに実践的教育の充実を努め、学生と教員が共に問題に取り組む双方向型の教育を基本方針とする。

【大学院課程】

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - ・ 入試担当部門の整備充実を図り、広報の充実にも努めるとともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入学者選抜の実現に向けて具体的な方策を調査検討し、選抜方法の充実を図る。

- 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
 - ・ 課程に応じた適切な教育課程を編成するため、「大学教育センター」を設置して、以下のような教育課程の充実を図る。

【学士課程】

- ・ 学生の目的意識・職業意識の育成のために、「大学教育センター」において、専門教育の基礎となる多様性の尊重、自律性の向上及び人格教育を柱としたアドバンス制の基盤教育、共通教育及び展開教育を基礎とした教育課程の更なる充実を図る。

【大学院課程】

- ・ 獣医学分野と畜産学分野の融合領域における大学院畜産衛生学独立専攻を基盤として、農畜産物由来食品の「安全と安心」確保に必要な人材育成並びに専門職業人再教育のための教育課程及び教育組織の更なる充実を図る。そのために、平成18年度に向けて包括的かつ国際的水準の教育課程を構築する。

- 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
 - ・ 「大学教育センター」において、授業形態・学習指導法等の充実を図る観点から、以下のような効果的な教育方法の充実を図る。
 - ・ 学生の学力や資質に合った授業形態及び学習指導法の充実を図るため、少人数教育や対話・討論型教育の充実と、ファカルティ・ディベロップメント（FD）機能の強

- ・ 高度専門職業人養成のため、農畜産業の高度化、国際化に対応した柔軟な教育・研究指導に努めることを基本方針とする。

○ 成績評価に関する基本方針

- ・ 厳正な成績評価を維持・推進することを基本方針とする。

化に取り組む。

【学士課程】

- ・ 専門職業人として必要不可欠なフィールドにおける学習の更なる充実を図るため、より生産現場に近い実践的教育を推進する。

【大学院課程】

- ・ 地域の農畜産研究機関との連携や関連産業界等との連携を強化し、インターンシップの導入等高度専門職業人・研究者に不可欠な実践的な教育の更なる充実を図る。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ 「大学教育センター」において、教育成果や教育効果の把握等に不可欠な適切な成績評価等の実施に資するため、以下のように取り組む。
 - ・ 成績評価基準及びその方法について、学生の意識調査等を行いつつ、更なる改善を図る。
 - ・ 学生に対して、成績評価基準及びその方法を明確に周知させるため、授業計画（シラバス）の記載内容の更なる改善を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

○ 教職員の配置に関する基本方針

- ・ 大学の教育戦略に基づき、社会のニーズの変化に対して能動的で責任ある対応のできる柔軟な教職員の配置を基本方針とする。

○ 教育環境の整備に関する基本方針

- ・ 多様な教育のニーズに応えるため、教育用設備の充実、近代化、既存設備の有効利用及び情報ネットワークの高度化、利用環境の充実を図ることを基本方針とする。

○ 教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

- ・ 教育の質の常なる改善を図るため、適切な教育活動の評価結果を活用し、教育の質の向上に取り組むことを基本方針とする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 本学の独自性を最大限に発揮できる教育を推進するため、また、重点的な養成を図る大動物畜産衛生に係る教育を効果的に推進するため、任期制の導入を含め柔軟かつ重点的な人材の充当を行う観点から、教職員の配置の運用に関しては、学長が定める基本的な方針に基づき、役員会が配置運用計画を策定し学長が決定する。

○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 教育設備・情報ネットワーク等の有効利用を図るために、「大学教育センター」に教育設備・情報ネットワーク等に係る企画立案機能を持たせ、一層の有効利用並びに計画的な整備を推進する。

- ・ 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資するため、アドバンス制教育の効果を高めるに必要な領域及び大動物畜産衛生に係る領域を中心に、附属図書館の学生用図書（電子ジャーナルを含む）・情報機器の整備充実を図り、効果的な利用を促進する。

○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・ 教員による教育活動の改善を促進するため、「大学教育センター」に「教育改善部」を設置して、教育業績評価に基づき、教員の配置等の検討に資する教育体制の改善方策に関してまとめるとともに、教育方法等の改善を図るための教員研修会等を積極的に開催する。

○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教材，学習指導法等の不断の改善を図るために，「大学教育センター教育改善部」において，学学連携も積極的に推進しつつ，教材，学習指導法等の研究開発を進め，FD研修会を積極的に実施する。 ○ 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤教育，共通教育における学科や講座を越えた全教員による教育実施体制が最大の特色であり，今後もこの効果を検証しつつ，一層の改善・充実を図る。
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生への学習支援・生活支援に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産学・獣医学・関連諸科学と人文・社会科学との総合的・学際的な理解力と判断力を修得させるため，教職員が一体となって学生への学習支援・生活支援に取り組むとともに，その一層の充実に努めることを基本方針とする。 	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援・生活支援の組織的対応に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大学教育センター」において，以下のような学生支援に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生支援等の充実・改善を図るため，学習・生活・就職支援及び経済的支援等の担当教職員の配置数及び支援業務内容について不断なる評価を実施しつつ，学生支援方法等の質的向上に取り組む。 ・ 専門職業人としての基盤的・基礎的知識に関する学習効果を高める観点から，オフィスアワーシステムの周知，学習の動機付けに資する顕彰制度の効果的な活用，補習教育の充実を図る。 ・ 専門職業人意識の向上を図る観点から，インターンシップの充実等により実社会との接点を持つ教育の機会の増加など実践的な教育の強化を図る。 ・ 留学生・社会人を含む学生の安定的な大学生活の支援を図る観点から，適切な学費低減措置の設定及び周知，外部奨学金制度に係る情報提供，チューター制度の活用などに積極的に取り組むとともに，大学独自の奨学金制度の創設に取り組む。
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目指すべき研究の水準に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のニーズの変化や研究の先端化に対応して，能動的，全学的な協力体制を基盤として，獣医・農畜産学分野の世界的水準の研究を推進することを基本方針とする。 	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目指すべき研究の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ① 「21世紀COEプログラム」において目指すべき研究の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「21世紀COEプログラム」に採択された「動物性蛋白質資源の生産向上と食の安全確保―特に原虫病研究を中心として―」を基盤に，全学的な協力体制をより強化し，世界的水準の中核的研究拠点形成を目指す。 ・ 研究拠点形成に向けた実施計画として，「動物性蛋白質資源の生産向上」，「動物性食品の安全確保」，「フードシステムの構築」の3点を定期的に自己評価を実施しながら推進する。 ・ 日本における家畜の法定（届出）伝染病診断及び食品の安全性検査や衛生管理システムの検証に関する中立的な研究機関としての信頼性を醸成するため，食の安全監視分野における実績を生かし，更なる充実に取り組む。 ② 畜産学部において目指すべき研究の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀に必要な生物資源の安全確保と環境保全に根ざした持続的な生産体系を構築するための動物・植物生産，食料加工，流通に関する基礎的・技術的・政策的研究を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の社会への還元等に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食の安全と安心」確保に関する実践研究を組織的かつ重点的に推進し、その研究成果を社会に還元することを基本方針とする。 ・ 地域社会における農畜産業をはじめとする産業振興の知的拠点（クラスターコア）としての役割を果たすべく、知の集積・発信を積極的に実施することを基本方針とする。 ・ 積極的に研究成果を世界に発信し、国際的な高い評価を受ける優れた研究の蓄積を図ることを基本方針とする。 ・ 獣医・農畜産系専門大学としての個性、特性を活かし、実践研究等に基づき得られた知的財産に関する情報を的確に収集し、有効活用を積極的に推進することを基本方針とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒冷地の大規模畑作・畜産を中心とする土地利用と、それを取り巻く自然・市場・人間社会環境との相互作用機構及び持続的発展方向に関する複合領域的研究を行う。 ○ 大学として重点的に取り組む領域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学全体における組織的な研究に関して総括する「全学研究推進連携機構」（仮称）を学長の下に設置し、全学的な研究推進体制を構築するとともに、以下の分野を重点領域として取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食の安全と安心」確保の観点から、動物由来感染症の予防・診断・治療方法の確立に結びつく基礎研究の充実のため、獣医学及び畜産学両領域にわたる学際的な研究組織を構築し、感染症のみならず家畜衛生全般に及ぶ領域の高度な研究に取り組む。 ・ 「生物系資源の持続的活用」の観点から、地域社会の農畜産由来のバイオマス資源における生産・収集・変換・利用の確立に結びつく技術・施策に関する基礎的・応用的な研究を推進する。 ○ 研究成果の社会への還元に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「健康動物による生産から消費まで」の社会の安全監視に関連して、「原虫病研究センター」を中心として人獣共通感染症に関する基盤・応用開発研究を推進・公表する。 ・ 循環型社会の形成に向けた農山漁村の可能性創出に寄与するため、「畜産フィールド科学センター」を設置し、地域農畜産研究機関と連携して農畜産由来のバイオマス資源に関する基礎的・実践的研究を推進・公表する。 ・ 地域を中心とした循環型社会の形成に向けた農畜産業・食料関連産業の育成に寄与するため、「地域共同研究センター」を設置し、共同研究や受託研究など地域地場産業や地域研究機関等と連携協力する拠点とする。 ・ 「知的連携企画オフィス」（仮称）を設置し、「地域共同研究センター」を核とした知的財産の創出等に係るプログラムを策定するとともに、社会への還元等を含む社会との連携の一元的な運用を図る。 ○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる研究の水準の向上並びに研究成果の効果的な活用を図る観点から、「全学研究推進連携機構」（仮称）において、大学全体の研究水準及び研究成果に関して継続的に検証する。
---	--

<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究者等の配置に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の研究戦略に基づき、社会のニーズの変化や研究の先端化に対して能動的で責任ある対応のできる柔軟な研究者等の配置を基本方針とする。 ○ 研究環境の整備に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究資金の配分及び研究設備等の整備については、適切な評価に基づ 	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の独自性を最大限に発揮できる研究を推進するため、また、重点的に研究の推進を図る大動物畜産衛生に係る研究を効果的に推進するため、任期制の導入を含め柔軟かつ重点的な人材の充当を行う観点から、教職員の配置の運用に関しては、学長が定める基本方針に基づき、役員会が配置運用計画を策定し、学長が決定する。 ・ 大学全体の研究水準の向上等に資する観点から、リサーチ・アシスタント等の研究補助員による研究支援体制を一層強化する。 ○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「全学研究推進連携機構」（仮称）において、教員の研究業績評価等に基づく研究資金配
---	---

いて、大学の研究戦略が反映しうるシステム構築を目指すことを基本方針とする。

- 研究の質の向上システム等に関する基本方針
 - ・ 研究の質の向上のため、プロジェクト研究の推進、学学連携の推進など多様な展開を図るとともに、多元的業績評価を活用していくことを基本方針とする。

分システムの構築に関して、研究費と研究業績に関する効果性等に係る調査研究を行い、その研究成果を基に、役員会において業績評価と傾斜配分が適切に比例するシステムの構築を目指す。

- 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - ・ 研究設備の有効利用を図るために、「全学研究推進連携機構」（仮称）に研究設備に係る企画立案機能を持たせ、一層の有効利用並びに計画的な整備を推進する。
- 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
 - ・ 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、「知的連携企画オフィス」（仮称）において、知的財産の管理活用の一元的な運用を図る。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ・ 「研究活動に関する業績評価プロジェクトチーム」（仮称）を置いて、常なる業績評価システムの見直しに資するため、研究活動における質の向上を一層促進する業績評価システムに関する調査検討を行い、質の高いシステムの構築を目指す。
 - ・ 研究者における研究発想の転換や時間の要する根源的追求を促進するため、多元的業績評価による長期有給休暇制度の導入を目指す。
- 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
 - ・ 「原虫病研究センター」による国内外の関連研究機関との共同研究について一層の充実を図り、全国の大学等の中核となって原虫病研究の推進を図る。
 - ・ 「地域共同研究センター」を中心に他大学及び他の研究機関とも連携をとりつつ、実践的な研究活動の展開に資するため、大学の独創的基盤研究成果（研究シーズ）と社会のニーズを基にしたプロジェクト研究を中心とした産学連携に係る学内共同研究を推進する。
- 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項
 - ・ 家畜衛生の向上と食の安全性の確保に貢献することを目的に、「大動物特殊疾病研究センター」を設置し、大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者の育成にも資する大動物特殊疾病の診断・治療・予防法の開発に関する基礎及び応用研究を展開するとともに、社会から期待される牛海綿状脳症（BSE）対策プロジェクト等緊急な研究課題にも適切かつ迅速に取り組む。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 地域社会との連携・協力に関する基本方針
 - ・ 地域社会との連携・協力を更に深めるため、総合的な連携体制（アライアンス）の構築など積極的に地域とのネットワークの強化を図ることを基本方針とする。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 - ・ 「地域共同研究センター」における地域の農畜産業に対するコンサルティング機能を強化して、地域産業に密着した問題解決に一層貢献する。
 - ・ 自治体との連携強化及び大学開放の充実を図ることによって、地域社会との連携を一層促進するとともに、地域の自治体等との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制の構築に取り組む。
 - ・ 文部科学省が推進する「科学技術・理科大好きプラン」の「サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）事業」及び「スーパー・サイエンス・ハイスクール（S

<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業界との連携・協力に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界等との連携・協力を更に深めるため、獣医・農畜産系大学としての個性・特性を活かした総合的な連携体制（アライアンス）の構築など、教育研究に限らず産業界等のニーズに的確に対応しうる柔軟な連携・協力の推進を図ることを基本方針とする。 ○ 国際交流・協力等に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学との学術交流の充実・促進を図るとともに、地球規模の環境保全、人口問題の観点から開発途上国への研究・技術協力の推進を図ることを基本方針とする。 	<p>SH) 事業」などの高大連携を推進するとともに、大学開放事業等の充実を図るため「地域貢献推進室」を設置して、更なる充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官連携の推進に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制を構築するため、「地域共同研究センター」において、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能、起業支援機能及びマネージメント機能の更なる強化を図る。 ○ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環太平洋・アジア地域からの留学生受入れと派遣留学生の拡大のため、経済的支援策の工夫により、留学生交流の更なる充実を図る。 ・ 農畜産物由来食品の「安全と安心」に係る高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、関連する海外の大学等への派遣留学等を拡充するため、経済的支援の充実を図る。 ○ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原虫病研究センター」を中心に生命科学分野の研究拠点（COE）として、外国人研究者の招聘、外国の大学等との研究連携並びにこれらの活動を通して開発途上国への知的支援を積極的に行う。 ・ ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農村開発教育国際セミナー及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業である各種研修の実施については、「国際開発協力オフィス」（仮称）を設置して、全学協力体制のもとで更なる充実を図る。
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長のリーダーシップのもと、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備する。 ・ 大学運営に外部の意見を積極的に反映させるための取組を進める。 ・ 教員の教育研究活動以外の負担を軽減し、人的資源を有効に活用する。 ・ 自己点検・評価により各審議機関の在り方を検証し、必要に応じ見直しを行う。 ・ 内部監査を適切に実施し、業務運営の改善に努める。 	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学長が示した基本方針に基づき、役員会が経営戦略を策定し、経営協議会の審議を経て学長が決定する。 ○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営協議会、教育研究評議会の構成員、規模等運営体制の改善点・問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。 ・ 学長補佐体制を見直し、学長の執行機能の整備充実を図る。 ・ 学内の各種委員会の改善点・問題点を検証し、必要に応じて整理統合を行うとともに、審議事項の見直しを図る。 ○ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員と事務職員等との役割分担を見直すとともに、教員と事務職員が一体となったオフィスシステムの導入など教員組織と事務組織との連携を強化する。 ○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会の審議を経て学長が予算配分の基本方針を策定し、これを基に学内各部局等からの要求に対して経営戦略に基づいた査定により全学的視点から予算配分案を策定し、

	<p>経営協議会、役員会の審議を経て学長が配分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営協議会の学外委員の選考を適切に行い、組織の活性化に努める。 ・ 国際交流や産学連携を行う分野への職員採用については、民間登用などを含め、専門的知識を有する者を選考により積極的に登用する。 ○ 内部監査機能の充実に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査について、毎回重点項目を設定し実施するとともに、指摘事項の改善状況調査を厳格に行う。また、必要に応じ、監査の実施方法について検証し、見直しを行う。
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の進展や社会のニーズに応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。 	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価を基に、必要に応じ学部・研究科等の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を学長が定める基本方針に基づき、役員会が策定し学長が決定する。 ○ 教育研究組織の見直しの方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年度に実施した大学改革の効果を検証し、必要に応じて学部の既存の教育組織と研究組織との連携に関する見直しを行う。 ・ 「大学教育センター」の機能に関して検証し、必要に応じて見直しを行う。 ・ 平成14年度学部改組及び平成16年度独立専攻設置に伴う学年進行完成による大学院修士課程改組及び博士課程新設に向けて、新しい教育課程を構築するとともに、教育研究組織の再編を行う。 ・ 学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価を踏まえ、必要に応じ見直しを図る。
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるよう、人事評価基準・方法の適時・適切な見直しを図る。 ・ 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。 ・ 事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。 ・ 適切な教職員の配置と、人件費の抑制を考慮した人員（人件費）管理に努める。 ・ 教職員の行動規範を適切に定め、周知徹底を図る。 	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多元的業績評価（教員）、勤務業績評価（事務職員）に基づき、評価結果を賞与及び昇格等に適切に反映させるとともに、評価基準・方法の見直しを不断に行い、適切な評価に努める。 ○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 兼職・兼業の拡大、裁量労働制、ワークシェアリング、短時間労働制など柔軟で多様な人事制度の導入について検討する。 ・ 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の教育などの負担軽減に努める。 ○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の採用は、公募を原則とするとともに、任期制の拡大について検討する。 ・ 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の配慮や条件整備を進める。 ○ 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人、女性及び実務経験者の積極的な採用に努める。 ○ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人が共同して実施する財務会計，人事管理，安全衛生管理などに関する専門的な研修会を積極的に活用する。 ・ 国際的な業務を担当する職員を対象に，諸外国へ語学研修や国際交流業務等に関する研修派遣を実施する。 ・ 組織の活性化と能力向上のため，他大学等との人事交流を計画的に実施する。 ○ 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員については，組織の活性化と人件費の抑制に配慮しつつ，本学の教育研究の理念・目標が十分に達成できるように適切な教職員の配置と人件費の管理を行う。 ・ 中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため，外部資金による人的資源の獲得に努力する。 ○ 教職員の行動規範等に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益相反や責務相反等を防止する観点から，就業規則等で産学連携の相手方や関係業者等との間で教職員が守るべき行動規範を定め，周知徹底を図る。 ・ 組織的な社会との連携を円滑に推進する観点から，教職員が業務において行った発明等に関しては，就業規則等において原則法人帰属であることを定め，管理運用を図る。 ・ 予算の適正な執行に関して，監査体制の充実に努め，より透明性を高めるとともに，教職員への周知徹底を図る。 ・ セクシャル・ハラスメント等防止対策を検証し，必要に応じ見直しを行うとともに，人権擁護の周知徹底を図る。
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務組織の効率化・合理化を推進する。 ・ 外部委託等を積極的に活用する。 ・ 事務情報化を推進し，事務処理の簡素化・迅速化を図る。 	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課，室，係等の見直しを図り，再編する。 ○ 業務の外部委託に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の外部委託について調査検討を行い，可能な業務は積極的に推進する。 ○ 事務処理の簡素化及び迅速化に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事務の集中化・電算化を推進し，事務処理の簡素化・迅速化を図るため，システムの導入や，設備の充実又は老朽化した設備の更新について計画的に推進する。
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部研究資金など自己収入の増加に努める。 	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費補助金の申請率を大幅に上昇させるため，研究資金の配分に当たっての動機付けなど，多様な措置を講じる。 ・ 大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化とPRにより，受託研究及び共同研究の増加に努める。 ・ 公募型助成金事業への積極的な申請を促進するため，事業関連情報データベースの構築及び運用を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型動物診療の積極的な周知・広報等により、附属家畜病院の収入の増加に取り組む。 ・ 畜産フィールド科学センターにおける農畜産物については、付加価値の向上及び地域における地場産業等との連携により、収入の増加に取り組む。
2 経費の抑制に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理的経費の抑制に努める。 ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。 	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理的経費の抑制に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ コスト意識の涵養と節約励行により管理的経費の縮減を図る。 ○ 人件費削減の取組に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
3 資産の運用管理の改善に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産はその実態を把握し、全学的視野に立って保有する資産（土地・施設・設備）を効率的・効果的に運用する。 ・ 知的財産の活用を推進する。 	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産（土地・施設・設備）の利用状況の把握に努め、運用計画を策定し、効率的・効果的運用を図る。 ・ 特許の効率的・効果的運用を図るため、大学関連の特許の適切な管理運用を行い、TLOなどの技術移転機関を活用して実施先の開拓を推進する。
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己点検・評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に反映させる。 	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・評価システムの内容及びその評価結果を大学運営の改善に反映するシステムの見直しを行う。 ・ 点検・評価に必要な情報を一元的に管理し、データベース化を推進する。 ○ 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己点検・評価の結果を基に、関係委員会等で改善の具体策を検討し、実施する。
2 情報公開等の推進に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等各種情報媒体を通じ、教育研究活動の状況など大学運営に関する情報の提供の充実を図る。 	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、「広報室」を設置し、大学情報の収集整理・データベース化、公表・公開等を一元的に管理運用する。 ・ 教職員の広報事業への積極的な参加を促すため、地域等のマスコミ等への派遣研修など広報活動に接する機会の充実を図る。
VI その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の教育研究の進展の状況と既存施設の点検・評価を踏まえ、全学的・長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うなど、必要となるスペース・機能の確保（新增築・改修のほか、スペースの再配分や転用、 	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の整備に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化・狭隘化等の実情と課題を的確にとらえ、全学的視点による整備計画の策定に向け、施設マネジメントを推進する。 ・ 国際的教育・研究の推進に必要なスペース、学生支援スペース、交流スペースな

<p>施設の借用を含む)を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営資産として運営する視点に立って、計画・整備・管理を一元的に行う施設マネジメントをトップマネジメントの一環として確立し、知の拠点にふさわしい教育研究環境の構築を図る。 	<p>ど教育研究活動を支えるスペースの確保・整備充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓越したプロジェクト研究の推進を図るために必要となるレンタルラボ（使用者を限定して一定期間使用許可する研究室）の確保・整備充実を図る。 老朽及び機能低下した建物について、施設の有効活用の観点から教育研究の一層の充実に資する施設への再生を図る。 キャンパスの基盤整備についての点検調査を実施し、設備の更新・改修及び環境整備の計画を策定し、実施する。 “リスの住む緑豊かなキャンパス”を維持するために、実のなる木の植樹や緑化等を行うとともに、生態系保護への配慮を図る。 新耐震基準以前に整備された建物について、耐震診断を順次実施するとともに、必要に応じ耐震補強等の対策を計画的に実施する。 地域に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。 ○ 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> 経営戦略を踏まえ、全学的視野に立った運用・管理の充実に向け施設マネージメントを推進する。 講義室・ゼミナール室の全学共用化を図るとともに、スペースの稼働率の向上を図る。 施設設備を長期間有効に活用するために必要な施設の点検・保守・修繕（プリメンテナンス）に関する実施計画を策定し、実行する。
<p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法など関係法令等を踏まえた安全管理体制により安全管理の徹底を図る。 	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として定期点検を行うなど安全管理の徹底を図る。 組換えDNA実験、放射性同位元素及び毒劇物の管理体制・手続き等について点検し、必要な場合はそれらを見直す。 ○ 学生等の安全確保等に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> 安全マニュアルを更新し、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るとともに、事故防止に関する研修会を開催し、学内の実験施設等における安全管理を徹底する。 ポスター掲示やパンフレットの配付などを実施し、安全意識の向上を図り、事故防止に努める。

中 期 目 標		中 期 計 画	
別表 (学部, 研究科等)		別表 (収容定員)	
学部	畜産学部	平成 16 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
研究科	畜産学研究科		畜産学研究科 112人 (うち修士課程 112人)
(連合大学院)		平成 17 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
岐阜大学大学院 連合獣医学研究科参加校			畜産学研究科 112人 (うち修士課程 112人)
岩手大学大学院 連合農学研究科参加校		平成 18 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
			畜産学研究科 119人 (うち修士課程 112人 博士課程 7人)
		平成 19 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
			畜産学研究科 126人 (うち修士課程 112人 博士課程 14人)
		平成 20 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
			畜産学研究科 133人 (うち修士課程 112人 博士課程 21人)
		平成 21 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
			畜産学研究科 133人 (うち修士課程 112人 博士課程 21人)

VI 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
- 1 短期借入金の限度額
8億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 1 3 2 百万円	（予定額：百万円） 施設整備費補助金（1 3 2）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○ 方針

1. 大学運営の効率的、効果的推進や教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保、任期制の活用、適切な職員の配置及び職員の資質向上を図る。
2. 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 1 3, 6 5 6 百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

○ (長期借入金)

(単位：百万円)

区分	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
長期借入金償還金							0	379	379

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,814
施設整備費補助金	132
施設整備資金貸付金償還時補助金	904
自己収入	5,089
授業料及入学金検定料収入	4,494
雑収入	595
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,808
計	25,747
支出	
業務費	22,903
教育研究経費	19,287
一般管理費	3,616
施設整備費	132
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,808
長期借入金償還金	904
計	25,747

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 13,656百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人帯広畜産大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L（y - 1）は直前の事業年度におけるL（y）。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F（y - 1）は直前の事業年度におけるF（y）。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑤「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ⑦「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑧「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑨「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑩「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$
- (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$
- (4) $G(y) = G(y)$
- (5) $H(y) = H(y)$

- D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑥) を対象。
- E (y) : 附属施設等経費 (⑦) を対象。
- F (y) : 教育等施設基盤経費 (③) を対象。
- G (y) : 特別教育研究経費 (⑧) を対象。
- H (y) : 入学料収入 (④)、授業料収入 (⑤)、その他収入 (⑩) を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1) $L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$
- (2) $M(y) = M(y)$

- L (y) : 一般管理費 (①) を対象。
- M (y) : 特殊要因経費 (⑨) を対象。

【 諸 係 数 】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、17年度以降は16年度と同額として収入予定額を計上しているが、中期目標を達成するために必要な教育研究組織または施設の整備に伴い収入予定額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、目的別に分類した各業務の所要額を基礎とした収支計画により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	25,831
經常費用	25,831
業務費	21,802
教育研究経費	4,341
受託研究費等	1,283
役員人件費	524
教員人件費	10,285
職員人件費	5,369
一般管理費	1,212
減価償却費	2,817
収入の部	25,831
經常収益	25,831
運営費交付金	16,117
授業料収益	3,827
入学金収益	542
検定料収益	125
受託研究等収益	1,283
寄附金収益	525
雑益	595
資産見返運営費交付金戻入	707
資産見返物品受贈額戻入	2,110
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,946
業務活動による支出	23,014
投資活動による支出	1,829
財務活動による支出	904
次期中期目標期間への繰越金	199
資金収入	25,946
業務活動による収入	24,711
運営費交付金による収入	17,814
授業料及入学金検定料による収入	4,494
受託研究等収入	1,283
寄附金収入	525
その他の収入	595
投資活動による収入	1,036
施設費による収入	1,036
前期中期目標期間よりの繰越金	199

注) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継額。